

江東区立南砂小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐため、いじめられている児童・生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表等による「南砂小学校いじめ対策委員会」を設置して（本校は校内組織の「支援委員会」内に設置）、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

【南砂小学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年間3回、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
- (5) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり……児童・生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

- ・各教科において、一人一人が分かり、できる喜びを実感できるような授業を行う。
- ・できたところを積極的に褒める、個に応じた課題を与える、スモールステップで指導するなど、指導の流れができるようにしていく。
- ・問題解決学習や ICT を活用した授業等を行う。算数に於いては、少人数指導を充実させる。学級数+2展開とし、個の理解度に応じた指導が可能となるようにする。

- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童・生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

- ・いじめは法律によって禁止されていることや罰則があることを知らせる。
- ・いじめを受けて心に深い傷を負った、命を絶った等、具体的な事例を通して、いじめの悲惨さが分かるような授業をする。年間3回以上実施し、教科書や国や都の資料集、VTRを活用する。
- ・5年生では「命の授業」、6年生では「SOS授業」を実施し、命の大切さや、いじめにあった時の対応等を学ぶ。「道徳授業地区公開講座」を1月に実施し、意見交換会を行う。

- (3) 体験活動の充実……児童・生徒が主体的にいじめ防止に取り組んだり、他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動（ソーシャルスキル・トレーニング等）を、体系的・計画的に実施したりする。

具体的な取組内容

- ・積極的に外部講師を導入し、豊かな感性や健全な心を育成する。例として和の教育（茶道体験、箏体験、俳句制作体験等）、福祉体験、アスリート授業、ピオトープ学習等を行う。
- ・下学年を思いやり、上学年の役割を自覚できるように、複数の学年合同の行事、授業を実施する。例として学校探検、地域清掃、遠足、仲よし班活動を行う。
- ・特別支援教室や学級との連携授業を実施し、交流から互いを思いやる心を育成する。
- ・「昔遊び」等の体験を通じた地域学習や地域行事への参加から、郷土愛を育成する。
- ・近隣の保育園や幼稚園、小学校、中学校と交流し、連携教育を深める。

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童・生徒の自己肯定感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

- ・友達のよいところ見つけ、学級としてのまとまりの大切さを自覚させる。
- ・ふわふわ言葉とちくちく言葉を挙げるなど、相手を幸せにする言葉や傷つける言葉を確認する活動を、年間を通して行う。
- ・係や当番活動を充実させて、一人一人の役割を自覚させ、学級の一員として働くことの楽しさや充実感が味わえるようにする。
- ・ひまわり教室やすまいる学級と連携し、配慮を要する児童への理解を深め、学級経営に生かす。職員会議及び校内研究会に於いて、巡回指導教員や担任からの事例提案を行う。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校児童・生徒の Chromebook の使用方法や、インターネット・スマートフォンの使用状況等の現状把握に努め、児童・生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- ・特に高学年児童に対して、夏休みや冬休み前など年に2回は、パソコンや携帯を使ったインターネット、メールなどのルールやマナーについて、警察や民間企業等の講師を招いて話を聞いたり、DVDを活用したりしての授業をする。
- ・実際に起きた事件など事例の資料を通してその怖さを実感させる。
- ・児童アンケート等を通して、自己の振り返りと情報メディアに対する見直しを図る。
- ・セーフティ教室や保護者会等で、学校と家庭が連携することの大切さを伝え、「SNS南砂小ルール」の徹底など、SNS家庭ルールの遵守等について協力を呼びかける。

- (6) 「SOS の出し方に関する教育」の推進……児童・生徒が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校児童・生徒に対して繰り返し指導を行う。

具体的な取組内容

- ・第5学年と第6学年で、DVDを活用した授業を年間1回以上実施する。
- ・不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信用できる大人に相談することの大切さについて、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などの機会をとらえて、全児童に指導する。
- ・不安や悩みの声にしっかりと耳を傾け、適切に受け止めるために、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの他、家庭、地域、警察、医療機関と緊密な連携体制を築く。

- (7) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- ・年間3回（6月、11月、2月）に、「ふれあい月間」に合わせて、「健全育成総合対策」「いじめ事案への対応」「人権教育プログラム」や「いじめ防止教材DVD」、「生活指導研修資料（いじめを許さない、見逃さない）」「SNS東京ノート」「いじめ総合対策」等を使用して研修会を行う。
- ・支援委員会を通して、児童の様子の見方や、日々の観察の仕方等について、SCからアドバイスをもらったり、意見交換をしたりする中で、児童を見取る力を上げていく。
- ・年2回行う生活指導全体会を活用して、再発防止のための対策について共通理解を図る。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回（6月、11月、2月）、児童・生徒に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容【簡条書き】

- ・担任だけでなく複数の目で見たこと、感じたことでいじめがあるかどうか判断する。
- ・子供へのアンケートの項目として、間接的にいじめを発見できるような内容、例えば「お金をかしてくれといわれたことがありますか」などを入れて行う。
アンケート回収後→担任チェック→学年会で気になるアンケートについて話し合う。記入されたことから全て、全職員が共有できるよう、ファイルにまとめる→重大案件の場合は、いじめ対策委員会を臨時開催し、対応を検討する。
- ・アンケートで浮かび上がらないいじめを把握するため、遊びの様子、友達関係をしっかり観察し、いじめられている可能性がある場合は、すぐに対応する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「児童はいじめを行ってはならない。」という認識を全教職員で共有する。また、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示し、実践する。
- ・その基準として、「南砂小学校いじめ防止10か条」を掲げ、この行為は「いじめ」という認識を共有する。
「南砂小学校いじめ防止10か条」・悪口を言う。・ひやかす・からかう。・友達にうそをつく。だます。・おどす。・仲間はずれにする。無視する。・つつく。たたく。なぐる。ける。・ものをかくす。こわす。・ものやお金を盗る。・おごらせる。・いたずら電話やいたずらメール。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童・生徒を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・4月、9月、1月など、学年はじめ、長期休業明け、特に変化に注意し授業以外の時間の様子の観察を行う。気になる発言や様子があれば、特別に時間を設けて話を聞く。
- ・担任を中心に、養護教諭や専科教諭も含め、児童とのコミュニケーションを増やす。
- ・スクールカウンセラーとの相談状況の把握と全員面談（5年生と）を6～7月に実施する。
- ・SSCやSSW、スクールサポーター、心理士等の外部機関との連携を深める。

- (3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童・生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

- ・保護者会や個人面談、学年便りなどで、児童の学習や生活の様子を定期的に伝えていく。
- ・気になるときは必ず連絡帳や電話連絡で保護者に伝える。また、保護者から連絡があれば、必ず学年や管理職に相談し、対応策をチームで考え、保護者に返事をする。
- ・週に一度程度は、日記など書く時間を設けるなど、日頃児童が考えていることや思っていることを担任が把握できるようにする。
- ・連続日数欠席している児童については、いじめが原因と考えられるケースもあるので、家庭と連絡しながら、家庭の負担とならないよう訪問も行っていく。
- ・毎週、学年会を実施し、児童の生活や学習の状況を共通理解する中で、「いじめ」に関して話し合う。内容については、必ず生活指導主幹及び管理職に報告する。
- ・専科教員は学年会に参加し、専科授業での様子等について情報提供を行うとともに、対応策等についても共通理解を図る。
- ・学校評議員、青少年委員、民生・児童委員との連携を深めるとともに放課後における児童の様子を把握するために、「きっすクラブ」や児童館との連携を図る。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。
（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童・生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

- (1) 法に規定されている「重大事態」の定義
 - ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童・生徒が自殺を企図した場合等）
 - ② いじめにより児童・生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (2) 重大事態への対応
 - ① 学校は、重大事態が発生した場合、（児童・生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。）、教育委員会へ事態発生について報告する。
 - ② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1)②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。
 - ③ いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
 - ④ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
 - ⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた調査結果を踏まえた必要な措置をとる。